

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 21 日

居宅介護支援事業者 各位

那覇市チャージがんじゅう課長
(公 印 省 略)

暫定ケアプラン作成に係る注意喚起について

平素は那覇市の介護保険・高齢者福祉の事業運営推進等につきましては、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件ですが、要介護等認定の新規申請時や要介護等状態区分の変更申請時等に暫定ケアプランを作成し、居宅サービスを提供している事例があると存じます。

暫定ケアプランで居宅サービスを提供する際、平成 25 年度までは特にサービス利用料の請求等をめぐる居宅サービス事業者と利用者間のトラブル防止のため、事前にケアプランを提出していただいておりますが、沖縄県介護支援専門員協会那覇支部から当該取扱いの廃止の要請もあり、介護支援専門員が責任を持ってケアプランを作成するという条件で平成 26 年度より暫定ケアプランの提出を求めることを廃止したところです。

しかしながら、昨今、現物給付に必要な「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」や保険給付に必要な「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を事前に提出しないまま居宅サービス等を提供させ、介護支援専門員の見立てとは異なる要介護度等の認定が出た結果、居宅サービスに係る費用の現物給付ができず、利用者が費用の全額を一旦負担した事例や、保険給付そのものができなくなる事例が生じる等、利用者に著しく不利益を被らせている事例が見受けられます。

さらに、利用者が居宅サービスの費用の全額を自己負担できないことにより、居宅サービス事業者の請求業務に支障をきたしている事例もあります。

つきましては、暫定ケアプランを作成する場合は、下記の点に注意していただきますよう、対応方よろしく申し上げます。

記

- (1) 介護支援専門員の見立てとは異なる要介護等の認定となった場合、居宅サービスに係る費用の全額自己負担や償還払いが生じる可能性があることについて、予め利用者に説明し同意を得てください。また、全額自己負担になった場合に想定され

る利用者の負担額についても説明してください。

- (2) ケアプラン作成の届出についても、見込み違いが生じた場合を想定し、必要に応じて「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」と「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の両方を提出してください。
- (3) 要介護の認定を受けたにもかかわらず、事前に「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出しなかった場合は、現物給付ができず、居宅サービスに係る費用の全部を一旦利用者が負担することになります。利用者が必要な手続きを行うことにより、償還払いとなる場合があります。【介護保険法第 41 条第 1 項、第 6 項】
- (4) 要支援の認定を受けたにもかかわらず、事前に「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を提出しなかった場合は、介護予防サービス等に係る費用の保険給付はできません。【介護保険法第 53 条第 1 項】
- (5) 介護予防支援や介護予防ケアマネジメントを行う居宅介護支援事業所は、当該利用者の住所地を管轄する地域包括支援センターと委託契約を締結することが前提になりますので、事前に管轄の地域包括支援センターと調整してください。
- (6) 必要に応じて「同居家族がいる場合の生活援助が必要な理由書」や、「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認書」の提出を忘れないようお願いいたします。要介護度等が決定次第、速やかに提出してください。
- (7) 居宅介護支援事業所の管理者は、所属する介護支援専門員に対して必要な支援を行ってください。
- (8) 暫定ケアプランの提出は不要ですが、暫定ケアプランの作成についての相談は受け付けます。

以上

問い合わせ

那覇市福祉部チャージんじゅう課
給付グループ

電話 098-862-9010 内線 2418